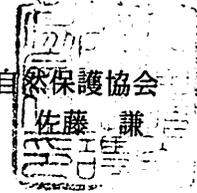


2007年12月8日

北海道知事 高橋はるみ様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙



エゾシカ保護管理計画（第3期）（案）に係る意見書

平成19年11月16日付け自然第1176号で通知のあった、エゾシカ保護管理計画（第3期）（案）に関する意見を次のとおり提出します。

1 エゾシカ保護管理計画（第3期）（案）に係る意見
（賛否の別） 保留

2 賛否に係る理由

今回の道案は、基本的に、従来からの北海道の計画内容を継続したものです。そのため、当協会は、平成17年度、平成18年7月、平成19年1月ならびに同年7月に指摘してきた、同じ問題点を再々指摘しなければならず、また新たな問題点を加えなければなりません。エゾシカ保護管理を科学的に行うためには、緻密な科学的調査による現状把握（地域ごとの季節分布、増加と分布域拡大の状況、それらの原因追求など）が大前提であり、それに基づいて増加や拡大に対する実効ある対策を講じる観点が大切です。しかし、これらの点はなおクリアされていませんので、以前から指摘してきた問題点を繰り返して述べるとともに、今回の計画に新たに生じた問題点を指摘します。

(1) 計画策定の背景に関して

エゾシカは、針葉樹林などの森林を泊まり場、草原やササ原などを採食場としており、そのセットが生息環境として好適とされております。そうした中で、道東地域では酪農振興策に応じて牧草地の拡大が進んでおり、その周辺に防風林など森林を伴うこと、また国有林野では森林伐採の進行に伴って森林の間に伐採跡地（草原やササ原）が拡大していることを指摘できます。すなわち、これらの事実は、エゾシカの生息環境、とくに餌環境の拡大と見なすことができますので、背景の中に明記すべきです。

また、エゾシカの分布と生態に関して、広大な面積を有する国有林野における科学的データが必要です。それに対して、国有林野は、樹木の稚幼樹が見あたらず樹皮剥ぎによる枯死が著しい地域が拡大中であるにもかかわらず、また、前田一步園財団が管理する阿寒湖畔や国有林野が管理する知床半島では林業被害が喧伝されてきたにもかかわらず、残る広大な国有林におけるエゾシカ食害を明言しないだけでなく林業被害をゼロとする態度を示しております。これは、まことに不思議な状況ですが、北海道としてエゾシカ保護管理計画を構築するには、必ず、国有林野との協働作業が必要であり、エゾシカに関する緻密な現状調査を総合的に行う必要があります。国有林野を除いてエゾシカ保護管理計画を構築することは、砂上の楼閣に似た危うさがあると言えます。

(2) エゾシカの分布と生態に関して

全道ならびに地域ごとの個体数の増加、地域的な疎密の程度、水平的・垂直的季節移動など、科学的な基礎調査が必要です。これに関連して、前記の国有林地域の現状把握が最も不足しております。現状把握が不十分な段階では、どこまでもアバウトな対策しか講じられず、根本的な解決に結びつかないと考えます。

(3) 計画の期間及び位置づけに関して

「資源管理の考え方に沿った新たな体制を整えていく期間」と記されておりますが、分布や生態、移動などの現状が十分に把握されていない段階では根本的な減少施策が講じられないことは明らかです。そうした状況下で、減少させる施策の一環として「資源管理：有効利用」が先行させることはいかがなものかとの疑問が生じます。一般的な経済活動の中で資源利用を促進した場合、野生のエゾシカを捕獲する努力と養鹿場における飼育が勘案され、後者に重点が置かれて、捕獲数が増加しない状況が危惧されます。

(4) 計画の対象地域について

道内を単純に3ブロックに区分し、一律に駆除頭数を定めることは、各支庁・市町村で数値差が大きいと、科学的・客観的な説明責任を果たしていないと判断します。道央地域でも、日高および胆振東部地域、あるいは胆振西部地域において実感されるエゾシカ遭遇数は、残る道央地域とは相当に異なります。これらについて、既述の(1)と(2)と関連しますが、第一に、緻密な現状把握に力を注ぐべきと考えます。

「全道の状況」における農林業被害の状況に関して、二点の問題点を指摘します。一つは、被害額の算出が申請に基づいた総額とされていることです。それに関して、とくに農林業被害の半数を占める牧草地での被害額は、永年牧草として10年以上使用する場合があること、また馬とは異なって牧草をかなり食べ残すこと、さらに被害額と被害面積を合計した際に、牧草販売額の二倍に算出された例があることから曖昧になるため、申請をチェックする体制と科学的な算出方法が必要であると考えます。もう一つは、民有人工林に対して天然林を使用していますが、曖昧な表現に終始していますので、そこでは国有林野の天然林と明記し、その林業被害を記述すべきです。

それらを十分に把握した上で、農林業被害が大きく、急増・拡大している地域とその周辺域を重点的に駆除し、その効果を科学的に検証する必要があると考えます。そうした科学的データの蓄積が適正な管理に直結すると考えます。

(5) 保護管理の推進における目標達成のための方策について

東部地域の個体数管理において、平成5年度の20万頭からの減少施策として、暫定目標水準を5万頭とするが、新たに考えた資源管理のために持続的利用措置として10万頭とする点は、大きな問題点だと考えます。以前の計画では、増加しすぎた個体数を減少させるために有効利用が叫ばれてきましたが、今回の持続的利用措置は、いわば「有効利用のために減らしすぎない」施策を加えており、その根拠が曖昧な現時点では採用すべき施策ではないと考えます。しかしながら、当会の指摘にもかかわらず進められた場合には、道民が納得できる前後の科学的根拠（モニタリング結果）を詳細に示していただきたいと考えます。

(6) 被害防除に関して

農業被害に関して、侵入防止施設の有効性を強調していますが、それはまだ不完全ですので、「被害防止の積極的な推進を図る」と表現していただきたい。また、林業被害については、民有林や道有林に限らず、広大な国有林野と連携して科学的データを積み上げる中で、国有林野の林業被害についても明らかにしていただきたい。ちなみに、後者の国有林野における現状調査は、エゾシカと有用木だけではなく、北海道の自然な森林生態系や生物多様性を維持する国有林野ですので、それらの保全に根本的に関わります。

交通事故対策として、「交通事故多発地帯においては、車両の減速方策が必要である」ことを明記していただきたい。そのためには、季節的な速度制限標識の設置や速度取り締まり、さらには減速ブロックの設置なども考えられますが、季節、時間、場所などを科学的に把握することが前提になります。このことは、列車事故に関しても同じことが言えます。他方、車道を取り巻く範囲を生態系として見ますと、法面の張り芝は栄養価の高い牧

草が植えられているためにエゾシカの良い採食場となり、交通事故を誘発する主因と考えられます。したがって、車道を管理する関係機関に対して、非牧草による法面造成を強く働きかける必要があります。

(7) その他、自然生態系や生物多様性の保全に関して

自然生態系への影響、とくに猛禽類への影響を防ぐため、死体（「残滓」は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律によって「放置」が違法とされるため、使わない方がよい）の処理と鉛弾の使用禁止をさらに徹底し、それぞれ実効ある対策を講じる必要があると考えます。また、エゾシカ食害について、植生変化の観点からの基礎調査を国有林野を加えて総合的に行う必要があります。

最後に、私たちは、北海道在来の自然生態系や生物多様性の保全を心底において北海道民の豊かな生活を考え行動しておりますが、自然や生物に関わる施策においては、それらの現状調査が大前提となると考えます。したがって、エゾシカ保護管理計画は、私たちの財産である北海道の自然が良好なまま維持されるという大きな保護計画の中で、推進される必要があります。